

会 議 録

会議の名称	第10回行田市市民公益活動推進委員会
開催日時	平成25年2月8日（金） 開会：午後3時 閉会：午後5時
開催場所	行田市産業文化会館2階2A会議室
出席者氏名	園田佳代子委員、齋藤貴美子委員、杉田政道委員、徳重總章委員、 中村博行委員、村澤洋委員、田尻要委員、矢本政子委員
欠席者氏名	塚本信夫委員、町田光委員、吉野渥美委員、 長澤理香オブザーバー、矢部正オブザーバー
事務局	吉田主査、市川主事
会議内容	司会 吉田主査 議事 (1)行田市市民公益活動推進基本計画骨子（案）について (2)「市民活動やる気応援助成金 申請（募集）要項」（案）について (3)条例指定NPO法人の指定の手続きについて（情報提供） (4)その他
会議資料	【資料1-1】（仮称）行田市市民公益活動推進基本計画骨子（案） 【資料1-2】行田市市民公益活動推進基本計画策定スケジュール（案） 【資料2】 平成25年度行田市市民活動やる気応援助成金募集要項 【資料3-1】指定NPO法人の指定の手続き等に関する条例の概要 【資料3-2】指定NPO法人の指定の手続き等に関する条例施行規則の概要 【資料3-3】寄附金等収入割合の計算方法（規則第2条、第3条関係） 【資料3-4】条例 【資料3-5】規則
その他必要事項	

発 言 者	会議の経過（議題・発言内容・結論等）
<p>司 会</p> <p>委員長</p> <p>司 会</p> <p>議 長</p> <p>事務局</p> <p>委 員</p> <p>議 長</p> <p>委 員</p> <p>事務局</p> <p>委 員</p> <p>事務局</p> <p>委 員</p> <p>事務局</p> <p>委 員</p> <p>事務局</p> <p>議 長</p> <p>事務局</p> <p>議 長</p>	<p>1 開会</p> <p>2 委員長挨拶</p> <p>3 協議事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 委員長に議事の進行をお願いする。 ・ 議事に入る。 ・ 協議事項の(1)行田市市民公益活動推進基本計画骨子（案）について事務局から説明をお願いする。 ・ 協議事項の(1)行田市市民公益活動推進基本計画骨子（案）について <資料に基づき説明> ・ 漠然とした内容ではなく、よいと思う。 ・ 今年度、フェスタ等を通しての課題から来年度以降どうするかということが表現されていてよいと思う。 ・ 協働を進めるうえで、行政と市民の役割を明確にしておくことは重要であり、協働の推進や役割の明確化をうたっているのでよいと思う。 ・ 役割の明確化の中には、市民や団体への投げ掛けだけではなく、行政内部への意識の啓発も含まれている。 ・ 骨子を作った後、市長への委員長提案はするのか。 ・ 計画と違い、骨子では内容が紙1枚程度のものになってしまう。それでも、委員の皆さんが委員長提案すべきと考えるのであれば、検討させていただく。 ・ パブリックコメントは行うのか。 ・ 計画策定の段階では行う予定である。 ・ いつ頃か。 ・ 計画策定の進捗具合によるのでいつとは断定できない。 ・ 委員会として、計画を作っているということを、対外的にPRできればいい。 ・ 骨子の中にも、委員会のPR等は入れてある。実施方法については、委員会の中で決めていただきたい。 ・ 今年度フェスタをはじめ色々取り組んだ結果、来年度の計画策定に向けての骨子案が出来たのは委員会の成果だと思う。今年度の委員会のよかったところは、集まって話し合いをするだけではなく、視察

委員 事務局 議長	<p>やフェスタなど、色々なことに取り組んだことである。その結果として、必要なものが分かり、将来に繋がる基本計画が必要とわかった。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・この計画は誰がやるのか。 ・委員会が主体となって、推進していくものとする。 ・骨子案は、委員会で1年間議論したり、話しを聞いたり、先進地を見て勉強したり、フェスタをやったりしてわかったことである。市民活動を推進していくためには、最低限このくらいのプラットフォームは必要とする。来年度から基本計画を策定していく中で、出来ること出来ないことを振り分けていけばよい。
委員 議長	<ul style="list-style-type: none"> ・出来ないことはないと思うが、誰がやっていくのか。行政と委員会が協働でやっていくのか。 ・行政も委員会も限界がある。その時、どこかの団体にお願いすることも考えられる。その際の舵取りを委員会がすればよい。だからこそ、骨子案のように支援する仕組みづくりが大切である。
委員 議長	<ul style="list-style-type: none"> ・骨子としてはこれでよいと思う。 ・誰がどうやるかについては、来年度、基本計画で考えていくべきだと思う。
委員 議長	<ul style="list-style-type: none"> ・骨子の段階で考えておくべきではないか。 ・計画策定の段階で考えるべきだ。骨子はやらなくてはいけないことの認識の共有が出来ればよいと思う。
委員 議長	<ul style="list-style-type: none"> ・どこがやるとかではなく、出来るもの出来ないものを委員会で話し合いながら進めればよいのではないか。 ・骨子はあくまで骨子であり、計画ではない。
委員 議長 委員	<ul style="list-style-type: none"> ・最初の骨組みがしっかりしていなければ肉付けもできないのでは。 ・骨子案はしっかり出来ていると思うが。 ・出来ているが、誰がやるのかが問題と言っている。推進主体は誰かと聞いている。
事務局 委員 事務局	<ul style="list-style-type: none"> ・計画を推進していく主体は委員会で、実施が市民や団体などになる。 ・委員会を新たな公共の担い手と位置づけているのか。 ・そこまではしていない。
委員	<ul style="list-style-type: none"> ・委員会が主体で推進していくが、実施は市民やNPOであり、そうした中から新しい公共の担い手が地域から出てくるのだと思う。

議 長	・ 旗振りはいくまで委員会であり、実施するときは、市民やNPOあるいは行政などが出てくると考えればいいのではないか。
委 員	・ 当初の実施計画の中には、新しい公共の担い手を育成するという表現が出てきている。
議 長	・ 新しい公共については、定義も正解もないと思う。
議 長	・ 骨子はいつまでに完成させるのか。
事務局	・ 次回の委員会までには完成させたい。そのために意見があれば直接言っていただいてもよい。
議 長	・ 1週間くらい待てるか。
事務局	・ 大丈夫である。
委 員	・ 来年度、委員会は計画の策定作業のみということか。
事務局	・ そうではない。みずしろフェスタの継続開催やその他、市民公益活動のために必要なことは取り組んでいく。最初に提示したスケジュールはいくまで、基本計画策定のためのスケジュールである。
議 長	・ 年度が変わったら、またやることを決めなくてはならない。
	・ 行田には中間支援的な動きができる組織がない。委員会として中間支援を目指した動きもできればよいと考えている。
議 長	・ 次に協議事項の(2)「市民活動やる気応援助成金 申請(募集)要項」(案)について事務局より説明をお願いします。
事務局	・ (2)「市民活動やる気応援助成金 申請(募集)要項」(案)について <資料に基づき説明>
委 員	・ 内容がだいぶすっきりしていてよい。
委 員	・ 審査について、公開プレゼンテーションは是非おこなっていただきたい。市民レベルを上げるためのステップとして重要である。申請団体の負担にはなるが、やる意味はある。そのため、審査の際の申請団体の提案を義務付けにしてほしい。
委 員	・ 申請受付について、期間をきちんと定めたほうがよい。定めないと、申請が出てきたら、その都度審査をするということになる。
事務局	・ 期間を定める方法も検討したが、例えば、5月に申請が出てきてすぐ事業を行いたい場合、期間を定めると事業が出来なくなることも考えられる。

委員 事務局	<ul style="list-style-type: none"> ・締め切りを設けても埋まらないのではという心配があるのでは。 ・現在の地域活性化活動補助金は、申請がなかなか出てこなかったという実情もある。この助成金が広く認知され、申請件数が募集件数を大きく上回るようであれば、見直すようにしたい。公開プレゼンでの提案も同席をできる規定としたのは、本気で助成金を取りにくるのであれば、自分から出向いてプレゼンをする。そういったやる気は評価基準でプラスに評価してもらえばいいのではないか。
議長 事務局	<ul style="list-style-type: none"> ・締め切りは五月雨式で、審査するのは直近の委員会ということか。 ・そうなる。
委員 事務局	<ul style="list-style-type: none"> ・そのとき、必ず同席させて提案させるのはではダメか。 ・ダメではない。
委員	<ul style="list-style-type: none"> ・その場合、早いもの勝ちみたいになるので、やはり受付の締め切りがあったほうがよい。
議長 事務局	<ul style="list-style-type: none"> ・本気でやりたいところは早めに申請してくると思う。 ・年度が変わった段階で、NPOや市民公益活動登録団体には全て周知する。ホームページや市報等でも周知する。急で無理というのであれば来年度に向けて準備をしてもらう、逆にちょうどやりたいことがあったから申請するというのもいいと思う。
委員 事務局	<ul style="list-style-type: none"> ・直近のやりたいことだけを申請してくるようになると思うが。 ・やる気を応援する助成金でありながら、募集期間を設けることにより事業が出来なくなる。初年度なのでできる限りそういったことがないようにしたい。制度が定着してきたら、募集期間を設けることも検討し、早めに周知すればよいのではないか。
委員 事務局	<ul style="list-style-type: none"> ・申請を出した段階で助成金を出す出さないの判断するということか。 ・そうではない。あくまで、委員会で審査するものである。
委員	<ul style="list-style-type: none"> ・受付期間に予算がなくなり次第終了と追記すればよいのではないか。
委員 議長	<ul style="list-style-type: none"> ・申請は全部受け付けて、内容の善し悪しで判断すべきでは。 ・理想はそうだと思う。しかしながら初年度ということと、今の活性化補助金の申請実績から、来年度はまずは早く枠が埋まるようにしたい。やる気のある人にはどんどん助成すべきと考える。毎年予算の消化が早いという実績を作り、それだけニーズがある助成金だから、予算が足りないと訴えるべきだと思う。

委員 事務局	<ul style="list-style-type: none"> ・予算が50万円じゃ足りないというのはぜひ訴えたい。 ・中身もちろん重要だが、それ以上にまずはやる気を応援したい。それが伝波することにより、申請が多くなればよい。
委員 議長	<ul style="list-style-type: none"> ・予算を取るためということか。 ・そうではない。助成金の申請が次々出てくることで、行田の市民活動が活発ということが具現化される。 ・初年度は、この内容でいいと思う。3年くらいやってみて締め切りを設けなくてはならない状況になったら、締め切りを設ければよい。まずは、実績をつくるべきである。
委員 委員 事務局 委員	<ul style="list-style-type: none"> ・スタート応援なのでこれでよい。 ・申請資格はよく説明したほうがよい。 ・周知する際は、分かりやすいように周知する。 ・申請からの流れの、申請書類のなかの「(5)NPO法人化へ向けた取り組み実績が確認できる書類(スタート応援)」とあるが、NPO法人化へ向けるのが前提と勘違いしやすいと思うので、表記を考慮してほしい。
委員 事務局 委員 事務局 委員 事務局 議長 委員	<ul style="list-style-type: none"> ・読み違えないよう、配慮すべきでは。 ・表記を検討する。 ・活動実績が分かる書類が必要だと思う。 ・活動実績が分かる書類も入れる。 ・審査の際の同席の義務化はどうなったのか。 ・委員の皆さんが義務化ということでよろしければ、明記する。 ・よい。 ・助成対象者は市内を拠点にしていれば、行田市民が一人もいなくてもよいのか。
議長 事務局 議長 事務局	<ul style="list-style-type: none"> ・市を盛り上げるのならいいのでは。 ・補助金の交付要綱等を確認する。 ・確認をお願いします。 ・協議事項(3)「条例指定NPO法人の指定の手続きについて(情報提供)」について、事務局から説明をお願いします。 ・協議事項(3)「条例指定NPO法人の指定の手続きについて(情報提供)」については、県が市町村向けに開催した説明会の資料による情報

<p>議 長 事務局</p>	<p>提供となるので、あとで目を通していただきたい。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ (4)その他について事務局より何かあるか。 ・ 次回の委員会は3月14日(木)午後4時から、忠次郎蔵で行う。委員会終了後、6時頃より懇親会を行なう予定であるので、ご承知おきいただきたい。 ・ 4月以降、市民公益活動推進委員会のメンバー数を増やすのに伴い、新たに加わりたい方がいれば、委員会及び懇親会にも参加いただけるよう伝えていただきたい。詳細は後日連絡する。
<p>議 長 司 会</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 他に何かあるか。 ・ 以上で、本日の議題をすべて終了とする。 ・ 以上で、第10回行田市市民公益活動推進委員会を閉会とする。 <p style="text-align: center;"><閉会></p>